千代田区における被災者支援に関する各種制度一覧

生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう主な各種支援制度をまとめたものですので、一覧表を参考に各種支援制度を最大限に活用してください。
◆【各種制度利用についての留意点】
災害による種類や被害程度により手続きの際に一部書類(罹災証明書等)の提出が省略又は追加されることや、ご利用できる支援サービスが限られる場合がありますので詳しい内容や具体的な手続きについては、各種制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

制度分類	制度の名称	制度の概要	(参考)手続きに必要な添付書類等	お問い合わせ先 (電話番号)
経済・生活面の支援	被災者生活再建支援金【給付】	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害 を受けた世帯に対して支援金を支給します。	・支援金支給申請書 ・住民票 ・罹災証明書 ・預金通帳の写し ・その他関係書類 【契約書(住宅の購入・補修、借家の賃貸借等)】	【千代田区】 福祉総務課厚生係 03-5211- 4211
	災害弔慰金 【給付】	災害により死亡された方のご遺族に対して、千代田区災害弔慰金 の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。	・死亡地の自治体の発行する罹災証明書又は被災証明 書 ・遺族であることを証明する書類	【千代田区】 福祉総務課厚生係 03-5211- 4211
	災害障害見舞金 【給付】	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、 千代田区災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見 舞金を支給します。	・負傷や疾病の状態となった場合、負傷又は疾病にかかった地の自治体の発行する罹災証明書又は被災証明書 ・医師の診断書	【千代田区】 福祉総務課厚生係 03-5211- 4211
	千代田区小災害り災者見舞金 【給付】	「災害救助法」、「千代田区災害弔慰金の支給等に関する条例」 の適用を受けるに至らない風水害・火災等による災害で、かつ 「地域コミュニティ小災害り災者見舞支給要綱」が対象とする災 害を除く小規模な災害に対して見舞金を支給します。	・罹災証明書 ・被害状況がわかる書類 (写真等)	【千代田区】 災害対策・危機管理課災害 対策推進係 03-5211-4187
	千代田区地域コミュニティ小 災害り災者見舞支給 【給付】	「災害救助法」、「千代田区災害弔慰金の支給等に関する条例」 及び「千代田区小災害り災見舞金等支給要綱」の適用を受けるに 至らない小規模な区内で発生した火災・風水害などの災害に対し て見舞金を支給します。	・見舞金等の支給は、出張所による現場調査を行った うえで、その災害状況によって決定するため、 被害に遭われた方からの申請は不要です。	【千代田区】 コミュニティ総務課管理係 03-5211-4181
	生活福祉資金制度による貸付 (福祉費) 【貸付】 (融資)	「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」について資金 使途の必要性が審査において認められた場合、福祉費の他区分と は別枠で貸付を行う制度です。 ※生活福祉資金(福祉費)は、金融機関等からの借入が困難な低所 得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生 活の安定を図ることために必要 な経費を貸し付けます。	・罹災証明書・申込書・住民票	【千代田区】 社会福祉協議会地域支援係 03-3265-1901
	災害援護資金 【貸付】 (融資)	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、千代 田区災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必 要な資金を貸し付けます。	・災害援護資金借入申込書・(世帯主の負傷を理由とする場合) 医師の診断書・身分証明書・所得課税証明書	【千代田区】 福祉総務課厚生係 03-5211- 4211
	母子及び父子福祉資金貸付金 【貸付】 (融資)	母子及び父子福祉資金とは、母子家庭や父子家庭を対象に、経済 的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けます。 災害により被災した母子家庭及び父子家庭に対しては、償還金の 支払猶予などの特別措置を講じます。	・母又は父及び連帯保証人の収入を明らかにする書類	【千代田区】 生活支援課生活支援係 03- 5211-4126
	千代田区応急資金(災害資金) 金) 【貸付】(融資)	火災、地震、風水害等の災害により、本人又は同居の親族が身体 又は財産に被害を受けた場合に貸し付けを行う制度です。	・必要とする資金の金額が確認できるもの(見積書や 請求書等) ・印鑑登録証明書 ・罹災証明書 ・収入を証明する書類	【千代田区】 生活支援課生活支援係 03- 5211-4126
	被災ごみ等廃棄物処理手数料 の減免措置 【減免】	家庭から生じた被災ごみ(衣類・家具・畳等)の収集及び手数料の9割減免もしくは免除します。	・申請書	【千代田区】 千代田清掃事務所管理係 03-3251-0566
保育・教育	児童(特別児童)扶養手当の 特別措置 【給付】	被災者に対する児童(特別児童)扶養手当について所得制限の特例措置を講じるもので、家屋等概ね 1/2 以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年10月までの手当について、所得制限をせず全額支給します。	·被災状況書 ·所得課税証明書 (災害年度分:後日)	【千代田区】子育て推進 課手当医療係 03-5211- 4230
育面の支援	保育所等の保育料減免 (認証保育所含む) 【減免・猶予】	災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減 免、又は猶予の措置を講じます。	申請書・罹災証明書、保険などで確認できる書類等	【千代田区】子ども支援 課入園審査係 03-5211-4119

制度分類	制度の名称	制度の概要	(参考)手続きに必要な添付書類等	お問い合わせ先 (電話番号)
保育・教育面の支援		被災前の所得階層区分と被災後の所得階層区分が変更となった場合、補助金増額になる場合があります。	以下のいずれかの方法による (被災したことの確認方法) ・罹災証明書又は被災証明書 ・運転免許等(被災地に在住していたことを証する書類) ・保護者からの関き取り ・その他、区が認めるもの (新たに対象となったことの確認方法) (階層区分の変更) ・所得課税証明書及び被災による減免措置を証する書 類又は非課税証明書 ・その他、客観的に家計の実態把握ができると区が認 めるもの	【千代田区】子ども支援 課入園審査係 03-5211-4119
	法) 【現物支給】	災害救助法が適用された市町村において住宅に被害を受け学 用品(教科書)を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒 (特別支援学級、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等 教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校 及び各種学校の生徒を含む) が対象です。	・罹災証明書又は被災証明書	【千代田区】指導課管理 係 03-5211-4283
税の支援	置	被災した納税義務者等の状況に応じ、特別区民税の納付期限 の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じます。 対象となる税目 特別区民税	(減免) ・税減免申請書 ・罹災証明書 (徴収猶予) ・徴収猶予(期間延長)申請書 ・罹災証明書	【千代田区】 (減免) 税務課課税係 03-5211- 4191 (徴収猶予) 税務課特別整理係 03- 5211-4194
· 接	軽自動車税(種別割)の減 免 【減免】	災害により生活が困難となった場合、申請により納期限が到 来していない税額について減免します。	・税減免申請書 ※原則として罹災災証明書の提出が必要になります が、住民税等の減免が認められれば、証明書が無く ても対応する場合があります	【千代田区】 税務課納税促進係 03- 5211-4193
	は減免	災害等により生活が著しく困難となり必要と認められる国民 健康保険の被保険者に対し、申請により保険料の徴収猶予又 は減免を行います。	・公的機関が発行するり災証明書等	【千代田区】保険年金課 国民健康保険係 03-5211-4204
	減免又は徴収猶予	災害等により生活が著しく困難な状況であると認められた国 民健康保険の被保険者に対し、申請により医療機関での一部 負担金の支払いを猶予又は免除します。	・公的機関が発行するり災証明書等	【千代田区】保険年金課 国民健康保険係 03-5211- 4204
	国民年金保険料の免除等 【減免】	災害等により、保険料を納めることが困難と認められる第 1 号被保険者に対し、申請に基づき年金事務所に進達します。	・国民年金手帳又は基礎年金番号通知書か マイナンバーカード ・身分証明書 ・罹災証明書等の写し	【千代田区】保険年金課 国民年金係 03-5211-4202)
医療・福祉	後期高齢者医療保険料の徴収 猶予及び減免 【減免・猶予】	被保険者及び連帯納付義務者が、災害等により財産に著しい 損害を受けた場合、保険料の減免、徴収猶予措置を講じま す。	・印鑑・被保険者証・住宅の所有者がわかる書類・被害状況がわかる書類(写真等)	【千代田区】保険年金課 後期高齢者医療係 03-5211-4206
面の支援	後期高齢者医療一部負担金の 徴収猶予及び減免 【減免・猶予】	災害等により重大な被害を受けた被保険者に対し医療機関等での一部負担金の支払いを猶予又は、減免する制度です。	・印鑑・被保険者証・住宅の所有者がわかるもの・被害状況がわかるもの等	【千代田区】保険年金課 後期高齢者医療係 03-5211-4206
	介護保険料の減免等 【減免】	災害により著しい損害を受けた第1号保険者又は同一世帯の 生計維持者に対し、介護保険料の減免や徴収猶予等を行いま す。	・公的機関が発行する罹災証明書等・印鑑	【千代田区】高齢介護課 高齢介護係 03-5211-4224
		災害等により一時的に生計困難な状況になった要介護(要支援)被保険者に対し、介護保険サービスを受けるための費用 (自己負担額)を減免します。	・罹災証明書等の被害程度が確認できる書類・印鑑	【千代田区】高齢介護課 介護事業指定係 03-5211-4336
	における所得制限の特例	家屋等概ね1/2以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の12月31日までの間の資格は、本来の所得制限は適用せずに判定します。	・罹災証明書 ・所得課税証明書	【千代田区】子育て推進 課手当医療係 03-5211-4230

制度分類	制度の名称	制度の概要	(参考)手続きに必要な添付書類等	お問い合わせ先 (電話番号)
医療・福祉面の支援	障害者総合支援法による障害 福祉サービス 【減免】	被災された方で所得状況に応じ、利用者負担がある方に対 し、障害総合支援サービス費等の軽減措置を講じます。	・罹災証明書 ・申請書 ・申告書(世帯状況・収入)	【千代田区】障害者福祉 課障害者福祉係 03-5211-4214
	中等度難聴児発達支援事業【給付】	中等度難聴児の言語習得や生活能力等の向上を促進するための補聴器購入費用の一部助成する制度について、災害により修理不能又は亡失による買替えを要する場合、再支給を可能とします。(通常は、耐用年数内の再支給不可。)	 罹災証明書 申請書 医師意見書 見積書 請求書 	【千代田区】障害者福祉 課障害者福祉係 03-5211- 4214
	ちよだ成年後見センター事業 利用料の減免 【減免】	被災された方で、ちよだ成年後見センターが実施している次 の事業の利用者である方に対し事業利用料を減免します。 福祉サービス利用支援事業	• 罹災証明書	【千代田区】 社会福祉協 議会成年後見係 03-6265-6521
中小企業の支援	商工融資あっせん制度 (災害対策特例措置) (経営安定化支援特例措置) 【貸付(融資あっせ ん)】	火災、風水害及び大規模事故等により被害を受けた区内中小企業者の経営安定化を支援する制度 で、区と契約をしている金融機関に対し優遇利率で融資あっせんします。 ※大規模災害が発生した場合は、特別資金で対応 します。	(災害対策特例措置の場合) ・罹災証明書 (経営安定化支援特例措置の場合) ・中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号のいずれかの認定書 ※その他、確定申告書・決算書、法人事業税納税証明書、商業登記簿謄本等、通常の商工融資あっせん申込みに必要な書類	【千代田区】商工観光課 経営相談・融資担当 03- 5211-4344